

改正案

現行

（免許申請書）

第一条の二（略）

（免許申請書）
第一条の二（略）

2 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類（官公署が証明する書類）については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

2 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

一・二（略）

三 役員履歴書（役員が法人であるときは、当該役員が記載した書面）、住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員が登記事項証明書）及びその者が法第五条第二項第二号イからニまでの規定に該当しないことを誓約する書面

三 役員履歴書、住民票の抄本及びその者が法第五条第二項第二号イからニまでの規定に該当しないことを誓約する書面

四 出資の払込みがあつたことを証する書面（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十七條第一項の募集をした場合にあっては、同法第六十四條第一項の金銭の保管に関する証明書）

四 出資の払込みがあつたことを証する書面

五（略）

五（略）

六 法第三十五条第二項の規定により損失を負担する会員等（法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在の場所を記載した書面並びに当該会員等の最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）又はこれらに代わる書面（ただし、当該会員等が免許の申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合は、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成した成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

六 法第三十五条第二項の規定により損失を負担する会員等（法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在の場所を記載した書面並びに当該会員等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面（ただし、当該会員等が免許の申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十三條第二項の規定により成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）

七（略）

七（略）

八 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する議決権をいう。第二條の五第二項第七号、第二條の六、第二條の八及び第三條において同じ。）の数を記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）

八 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、主たる営業又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する議決権をいう。第二條の五、第二條の六、第二條の八及び第三條において同じ。）の数を記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）

九（略）

九（略）

3 金融先物取引引所以外の株式会社が従前の目的を変更して金融先物市場を開設するため法第四条第一項の規定により免許申請書を提出する場合には、同条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、前項各号（第四号及び第五号を除く。）に規定する書類のほか、次に掲げる書類とする。

3 金融先物取引引所以外の株式会社が従前の目的を変更して金融先物市場を開設するため法第四条第一項の規定により免許申請書を提出する場合には、同条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、前項各号（第五号を除く。）に規定する書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 従前の目的を変更して金融先物市場を開設することを決議した株主総会の議事録（会社法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、

一 従前の目的を変更して金融先物市場を開設することを決議した株主総会の議事録（商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当するこ

当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

二 (略)

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(金融先物取引所の子会社の認可申請)

第二条 金融先物取引所は、法第九条の二第一項ただし書の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該金融先物取引所及び認可を受けようとする子会社（法第九条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該認可後三事業年度における当該金融先物取引所及び当該子会社（子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

三 当該認可に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

ホ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

ヘ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名を記載した書類

ト 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称を記載した書類

(議事録)

第二条の二 法第十二条第八項に規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下第三条の二を除いて同じ。）をもって作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人の氏名又は名称

四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)

第二条の二の二 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁

とを証する書面。以下同じ。）

二 (略)

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面

(金融先物取引所の子会社の認可申請)

第二条 金融先物取引所は、法第九条の二第一項ただし書の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該金融先物取引所及び認可を受けようとする子会社（法第九条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該認可後三営業年度における当該金融先物取引所及び当該子会社（子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

三 当該認可に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

ホ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

ヘ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名を記載した書類

(新設)

(組織変更計画書の記載事項)

第二条の二 法第三十四条の五第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後の株式会社金融先物取引所（法第九条の三第二項に規定する株式会社金融先物取引所をいう。以下同じ。）の商号

二 組織変更後の株式会社金融先物取引所の資本の額及び資本準備金の額

三 組織変更後に発行する株式の総数

四 会員に対する割当てにより発行する株式の総数及び発行価額

五 組織変更前の会員金融先物取引所（法第九条の三第一項に規定する会員金融先物取引所をいう。以下同じ。）の会員に対して支払う金額を定めたときは、その規定

(新設)

的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 法第十二条第十一項第二号
- 二 法第三十四条の六第二項第三号
- 三 法第三十四条の八第二項第三号

(財産目録)

第二条の二の三 法第三十四条の三第一項において読み替えて準用する会社法第四百九十二条

第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

- 2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第三十四条の三第一項において読み替えて準用する会社法第六百四十四条第一号及び第一号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算中の金融先物会員制法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

- 3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第二条の二の四 法第三十四条の三第一項において読み替えて準用する会社法第四百九十二条

第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

- 2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

- 3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

- 4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(決算報告)

第二条の二の五 法第三十四条の三第一項において読み替えて準用する会社法第五百七条第一

(新設)

(新設)

(新設)

項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

- 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額
- 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
- 三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

四 会員一人当たりの分配額

- 2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。
 - 一 残余財産の分配を完了した日
 - 二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

（組織変更をする会員金融先物取引所の事前開示事項）

第二条の三 法第三十四条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更計画の内容
- 二 組織変更後株式会社金融先物取引所（法第三十四条の五第三項に規定する組織変更後株式会社金融先物取引所をいう。以下同じ。）の債務の履行の見込みに関する事項
- 三 法第三十四条の六第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法）

第二条の三の二 法第三十四条の六第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、組織変更をする会員金融先物取引所が定めたものをいう。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

（組織変更後株式会社金融先物取引所の事後開示事項等）

第二条の四 法第三十四条の八第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更が効力を生じた日

（組織変更前の会員金融先物取引所が備え置くべき書類）

第二条の三 法第三十四条の六第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 組織変更計画書
- 二 組織変更に関する議案
- 三 組織変更後の株式会社金融先物取引所の定款
- 四 会員に対する株式の割当てに関する事項について理由を記載した書面
- 五 最終の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された収支計算書

（新設）

（組織変更後の株式会社金融先物取引所が備え置くべき書類に記載する事項）

第二条の四 法第三十四条の八第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十四条の七において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定による手続

- 二 組織変更をする会員金融先物取引所における法第三十四条の七の規定による手続の経過
 - 三 組織変更により組織変更後株式会社金融先物取引所が組織変更をする会員金融先物取引所から承継した重要な権利義務に関する事項
 - 四 法第三十四条の六第一項の規定により組織変更をする会員金融先物取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（組織変更契約の内容を除く。）
 - 五 法第一百一条の十七第一項の登記をした日
- 2| 法第三十四条の八第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、前条各号に掲げるものうち、組織変更後株式会社金融先物取引所が定めたものをいう。

（株式の発行等により一に満たない株式の端数を処理する場合における市場価格）

第二条の四の二 法第三十四条の九第二項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて法第三十四条の九第二項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合、当該取引によって売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合、次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第三十四条の九第二項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ 売却日において当該株式が公開買付け等（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号

）第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。）の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（会計慣行のしん酌）

第二条の四の三 次条から第二条の四の六までの用語の解釈及び規定の適用に関して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない

（組織変更後株式会社金融先物取引所の資本金として計上すべき額）

第二条の四の四 法第三十四条の十に規定する内閣府令で定める組織変更後株式会社金融先物取引所の資本金として計上すべき額は、組織変更の直前の会員金融先物取引所の基本金の額

の経過

二 組織変更の日

三 法第三十四条の十二第一項の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、同条第四項において準用する商法第七十三条ノ二第一項の規定による株式会社金融先物取引所の取締役及び監査役となるべき者の調査に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）

とする。

(組織変更の際しての計算に必要な事項)

第二条の四の五 法第三十四条の十一に規定する内閣府令で定める組織変更の際しての計算に必要な事項は、次条及び第二条の四の六の規定の定めるところによる。

(新設)

(組織変更後株式会社金融先物取引所の株主資本)

第二条の四の六 会員金融先物取引所が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることによって、理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

(新設)

2) 会員金融先物取引所が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社金融先物取引所の次の各号に掲げる額は、零とする。

- 一 資本準備金の額
- 二 その他資本剰余金の額
- 三 利益準備金の額
- 四 その他利益剰余金の額

(組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第二条の四の七 法第三十四条の十三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 組織変更後株式会社金融先物取引所が発行することができる株式の総数(組織変更後株式会社金融先物取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、各種類の組織変更時発行株式の発行可能種類株式総数を含む。)

二 組織変更後株式会社金融先物取引所(組織変更後株式会社金融先物取引所が種類株式発行会社である場合を除く。)が発行する株式の内容として会社法第七十七条第一項各号に掲げる事項を定めているときは、当該株式の内容

三 組織変更後株式会社金融先物取引所(組織変更後株式会社金融先物取引所が種類株式発行会社である場合に限り。)が会社法第八十一条各号に掲げる事項につき内容の異なる株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容(ある種類の株式につき同条第三項の定款の定めがある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社金融先物取引所が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱)

四 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数(組織変更後株式会社金融先物取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、各種類の株式の単元株式数)

五 組織変更後株式会社金融先物取引所の定款に次に掲げる定めがあるときは、その規定

イ 会社法第三十九条第一項、第四十条第五項又は第四十五条第一号若しくは第二

号に規定する定款の定め

ロ 会社法第六十四條第一項に規定する定款の定め

ハ 会社法第六十七條第三項に規定する定款の定め

ニ 会社法第六十八條第一項又は第六十九條第二項に規定する定款の定め

ホ 会社法第七十四條に規定する定款の定め

ヘ 会社法第三百四十七條に規定する定款の定め

ト 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二十六條第一号又は第二号に規定する定款の定め

六 株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

七 定款に定められた事項（会社法第二百三條第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該組織変更後株式会社金融先物取引所に対して組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（検査役が提供する電磁的記録）

第二條の四の八 法第三十四條の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七條第四項に規定する内閣府令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六條第一項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び法第三十四條の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七條第四項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第二條の四の九 法第三十四條の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七條第六項に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（金融先物取引法施行令（平成元年政令第五十三号。以下「令」という。）第五條の四第一項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）のうち、同項の規定により同項の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）

第二條の四の十 法第三十四條の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百七條第九項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 法第三十四條の十二第三号の価額を定めた日（以下この条において「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買

（新設）

（新設）

（新設）

取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

(出資された財産等の価額が不足する場合に責任をとるべき理事)

第二條の四の十一 法第三十四條の十三の七第三項において読み替えて準用する会社法第二百

十三條第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 総会に現物出資財産(法第三十四條の十三の四第一項に規定する現物出資財産をいう。

)の価額の決定に関する議案を提案した理事

二 前号の議案の提案の決定に同意した理事

(金融先物法取引法施行令に係る電磁的方法)

第二條の四の十二 令第五條の四第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

(電磁的方法)

第二條の四の十三 令第五條の四第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気

(新設)

(新設)

(新設)

通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2) 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(組織変更認可申請書)
第二条の五 (略)

2 法第三十四条の十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 組織変更計画の内容を記載した書面

三 組織変更後株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則

四 組織変更計画を承認した総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

五 (略)

六 組織変更後株式会社金融先物取引所の役員の履歴書(役員が法人であるときは沿革を記載した書面)、住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人であるときは登記事項証明書)並びにその者が法第十九条第五号イからリまで及び会社法第三百三十一條第一項第三号又は第三百三十三條第三項に該当しないことを誓約する書面

七・八 (略)

九 組織変更後株式会社金融先物取引所の役員となるべき者が就任を承諾したことを証する書面

十 法第三十四条の十二の規定により組織変更時発行株式を発行するときは、次に掲げる書面

面

イ 組織変更時発行株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、法第三十四条の十三の四第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2) 法第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 法第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 法第三十四条の十三の七第三項において準用する会社法第二百七条第九項第五号に

(組織変更認可申請書)
第二条の五 (略)

2 法第三十四条の十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 組織変更計画書

三 組織変更後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則

四 組織変更計画書を承認した総会の議事録

五 (略)

六 組織変更後の株式会社金融先物取引所の役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその者が法第十九条第五号イからリまで及び商法第二百五十四条ノ二第三号に該当しないことを誓約する書面

七・八 (略)

九 株式会社金融先物取引所の役員となるべき者が就任を承諾したことを証する書面

十 法第三十四条の十二第一項の規定により組織変更の際して株式を発行するときは、次に掲げる書面

掲げる書面

イ 株式の申込み及び引受けを証する書面

ロ 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書、法第三十四条の十二第三項において準用する商法第七十三條第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面、これらの附属書類並びに現物出資の目的たる有価証券の取引所の相場を証する書面

ハ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

掲げる場合には、同号に規定する金銭債権について記載された会計帳簿

二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

十一 法第三十四条の七第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十二 (略)

十三 組織変更後株式会社金融先物取引所の事務の機構及び分掌を記載した書類

十四 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する議決権から除く内閣府令で定めるものは、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回家あたりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。)

又は外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。)に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権(法第三十四条の二十五項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四 (略)

(削る)

(株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書の添付書類)

第二条の七の五 法第三十四条の二十八第一項の規定による認可を受けようとする者は、認可申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値(法第三十四条の二十八第一項に規定する主要株主基準値をいう。以下この条において同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は

二 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

十一 法第三十四条の七において準用する商法第百条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

十二 (略)

十三 組織変更後の株式会社金融先物取引所の事務の機構及び分掌を記載した書類

十四 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回家あたりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が同法第百十条第一項又は第百十一条ノ三第一項(第一号を除く。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。)又は外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。)に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権(法第三十四条の二十五項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四 (略)

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する会社の株式に係る議決権

(株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書の添付書類)

第二条の七の五 法第三十四条の二十八第一項の規定による認可を受けようとする者は、認可申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値(法第三十四条の二十八第一項に規定する主要株主基準値をいう。以下この条において同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は

保有しようとする者（法人である者に限る。） 次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)・(2)（略）

(3) 取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これらに準ずる者、委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面。以下同じ。）、住民票の抄本若しくはこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書。以下同じ。）及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(5)（略）

(6) 当該認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この条において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(7)・(8)（略）

(9) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

(10)・(13)（略）

二 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該者に関する次に掲げる書類

(1)・(3)（略）

(4) 前号ロ(11)から(13)までに掲げる書類

三 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人の設立をしようとする者 次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

(1)（略）

(2) 取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これら

保有しようとする者（法人である者に限る。） 次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)・(2)（略）

(3) 取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これらに準ずる者、委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

（新設）

(4)（略）

(5) 当該認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この条において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

(6)・(7)（略）

(8) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

(9)・(12)（略）

二 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該者に関する次に掲げる書類

(1)・(3)（略）

(4) 前号ロ(10)から(12)までに掲げる書類

三 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人の設立をしようとする者 次に掲げる書類

イ（略）

ロ 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

(1)（略）

(2) 取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これら

に準ずる者、委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書、住民票の抄本若しくはこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(4) (略)

(5) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

(6)・(7) (略)

(8) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(9)～(12) (略)

(特定保有者に係る認可申請)

第二条の七の八 特定保有者（法第三十四条の二十八第三項に規定する特定保有者をいう。）は、同条第四項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第二条の七の五第一号ロ(1)から(3)までに掲げる書類

(金融先物取引所持株式会社の認可申請)

第二条の七の九 (略)

2 法第三十四条の三十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 株式会社金融先物取引所を子会社（法第三十四条の二十四第四項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 株式会社金融先物取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書、住民票の抄本若しくはこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約

に準ずる者、委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(新設)

(3) (略)

(4) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録）

(5)・(6) (略)

(7) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(8)～(11) (略)

(特定保有者に係る認可申請)

第二条の七の八 特定保有者（法第三十四条の二十八第三項に規定する特定保有者をいう。）は、同条第四項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第二条の七の五第一号ロ(1)から(3)までに掲げる書類

(金融先物取引所持株式会社の認可申請)

第二条の七の九 (略)

2 法第三十四条の三十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 株式会社金融先物取引所を子会社（法第三十四条の二十四第四項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 株式会社金融先物取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(新設)

する書面

(4) (略)

(5) 株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(6)・(7) (略)

(8) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

(9)・(10) (略)

ハ 子会社となる株式会社金融先物取引所に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の役職名及び氏名を記載した書類

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称を記載した書類

(4) ロ(8)に掲げる書類

ニ 法第三十四条の三十四第一項の規定による認可後三事業年度における当該者及びその子会社である株式会社金融先物取引所の収支の見込みを記載した書類

ホ (略)

二 株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 法第三十四条の三十四第一項の規定による認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからりまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書、住民票の抄本若しくはこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからりまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(3) (略)

(4) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面）

(5)・(6) (略)

(7) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(8)・(9) (略)

ハ 子会社となる株式会社金融先物取引所に関する次に掲げる書類

(3) (略)

(4) 株主総会又は取締役会の議事録

(5)・(6) (略)

(7) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

(8)・(9) (略)

ハ 子会社となる株式会社金融先物取引所に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の役職名及び氏名を記載した書類

(新設)

(3) ロ(7)に掲げる書類

ニ 法第三十四条の三十四第一項の規定による認可後三事業年度における当該者及びその子会社である株式会社金融先物取引所の収支の見込みを記載した書類

ホ (略)

二 株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 法第三十四条の三十四第一項の規定による認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからりまでの規定に該当しないことを誓約する書面

(新設)

(2) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録）

(3) (略)

(4)・(5) (略)

(6) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

(7)・(8) (略)

ハ 子会社となる株式会社金融先物取引所に関する次に掲げる書類

- (1) (略)
- (2) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の役職名及び氏名を記載した書類

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称を記載した書類

(4) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

二 当該設立後三事業年度における設立会社及びその子会社である株式会社金融先物取引所の収支の見込みを記載した書類

ホ (略)

(金融先物取引所持株式会社の認可の予備審査)

第二条の七の十 株式会社金融先物取引所を子会社としようとする者又は株式会社金融先物取引所を子会社とする会社を設立しようとする者は、法第三十四条の三十四第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る認可申請)

第二条の七の十一 特定持株会社（法第三十四条の三十四第三項に規定する特定持株会社をいう。）は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第二条の七の九第二項第一号ロ(1)から(10)までに掲げる書類

(公衆縦覧の事項等)

第二条の八 (略)

2 株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

3 4 (略)

(資本金の額の減少の認可申請)

第二条の九 株式会社金融先物取引所は、法第三十四条の二十二第一項の規定による資本金の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の役職名及び氏名を記載した書類

(新設)

(3) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

二 当該設立後三営業年度における設立会社及びその子会社である株式会社金融先物取引所の収支の見込みを記載した書類

ホ (略)

(金融先物取引所持株式会社の認可の予備審査)

第二条の七の十 株式会社金融先物取引所を子会社としようとする者又は株式会社金融先物取引所を子会社とする会社を設立しようとする者は、法第三十四条の三十四第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(特定持株会社に係る認可申請)

第二条の七の十一 特定持株会社（法第三十四条の三十四第三項に規定する特定持株会社をいう。）は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 第二条の七の九第二項第一号ロ(1)から(9)までに掲げる書類

(公衆縦覧の事項等)

第二条の八 (略)

2 株式の転換又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができる。

3 4 (略)

(資本の額の減少の認可申請)

第二条の九 株式会社金融先物取引所は、法第三十四条の二十二第一項の規定による資本の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 資本金の額の減少の方法を記載した書類

三 株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 (略)

五 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 株券発行会社にあつては会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

(削る)

七 (略)

(資本金の額の増加の届出)

第二条の十 株式会社金融先物取引所は、法第三十四条の二十二第二項の規定による資本金の額の増加について届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

二 資本金の額の増加の方法を記載した書面

三 (略)

(合併認可申請書)

第三条 法第三十四条の二十三第一項の規定による認可を受けようとする者は、同条第二項の合併認可申請書に同条第三項に規定する書面又は電磁的記録を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書面(これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては当該電磁的記録)とする。

一 (略)

二 資本金の額の減少の方法を記載した書類

三 株主総会の議事録

四 (略)

五 商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

六 株式の併合をする場合には、商法第二百五十五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

七 株式の消却をする場合においては、商法第二百五十五条第一項の規定による公告及び通知の状況を記載した書類

八 (略)

(資本の額の増加の届出)

第二条の十 株式会社金融先物取引所は、法第三十四条の二十二第二項の規定による資本の額の増加について届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 取締役会の議事録(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面)

二 資本の額の増加の方法を記載した書面

三 (略)

(合併認可申請書)

第三条 法第三十四条の二十三第一項の規定による認可を受けようとする者は、同条第二項の合併認可申請書に同条第三項に規定する書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 合併契約の内容を記載した書面

二 (略)

三 合併後株式会社金融先物取引所(法第三十四条の二十三第三項に規定する合併後株式会社金融先物取引所をいう。以下同じ。)の定款、業務規程及び受託契約準則

四 合併を行う株式会社金融先物取引所の合併総会(会社法第七百九十五条第一項又は第八百四条第一項の株主総会をいう。)の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

五 (略)

六 吸収合併存続株式会社金融先物取引所(法第三十四条の二十三第二項に規定する吸収合併存続株式会社金融先物取引所をいう。)又は新設合併設立株式会社金融先物取引所(法第三十四条の二十三第二項に規定する新設合併設立株式会社金融先物取引所をいう。)の役員(役員が法人であるときは当該役員(役員が法人であるときは当該役員)の沿革を記載した書面)、住民票の抄本又はこれに代わる書面(役員が法人であるときは当該役員(役員が法人であるときは当該役員)の登記事項証明書)並びにその者が法第十九条第五号イからリまで及び会社法第三百三十一條第一項第三号又は第三百三十三條第三項に該当しないことを誓約する書面

七・八 (略)

九 新設合併消滅株式会社金融先物取引所(法第三十四条の二十五第二項に規定する新設合併消滅株式会社金融先物取引所をいう。)の開設している金融先物市場における取引所金融先物取引に関する業務の承継の方法を記載した書面

十 会社法第七百八十九條第二項本文の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

十一 金融先物取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

十二 合併後株式会社金融先物取引所の事務の機構及び分掌を記載した書面

十三 (略)

十四 その他法第三十四条の二十四第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

十五 前各号に掲げる書面について書面に代えて電磁的記録が作成されているときは、当該各電磁的記録

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第三条の二 第一条の三の規定は、法第三十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める

一 合併契約書

二 (略)

三 合併後の株式会社金融先物取引所の定款、業務規程及び受託契約準則

四 合併を行う株式会社金融先物取引所の合併総会の議事録(商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)

五 (略)

六 合併後存続する株式会社金融先物取引所又は合併により設立される株式会社金融先物取引所の役員(役員が法人であるときは当該役員(役員が法人であるときは当該役員)の沿革を記載した書面)並びにその者が法第十九条第五号イからリまで及び商法第二百五十四条ノ二第三号に該当しないことを誓約する書面

七・八 (略)

九 合併により消滅する株式会社金融先物取引所(法第三十四条の二十五第二項に規定する新設合併消滅株式会社金融先物取引所をいう。)の開設している金融先物市場における取引所金融先物取引に関する業務の承継の方法を記載した書類

十 商法第四百十二条第一項本文の規定による公告及び催告(同項ただし書の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの公告)の状況を記載した書類

十一 金融先物取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類

十二 合併後の金融先物取引所の事務の機構及び分掌を記載した書面

十三 (略)

十四 その他法第三十四条の二十四第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(新設)

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第三条の二 第一条の三の規定は、法第三十四条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める

電磁的記録について準用する。

(解散の決議に係る認可申請)

第七条 金融先物取引所は、法第四十九条第一項の規定による解散に関する総会の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 最終の貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書

(定款変更等の認可申請)

第七条の二 金融先物取引所は、法第五十一条の二第一項の規定による定款、業務規程又は受託契約準則の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 定款を変更する場合には、これに関する総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

2 (略)

(訳文の添付)

第七条の四 法第三章又は令の規定により、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長(次条において「内閣総理大臣等」という。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

(認可申請書のその他の記載事項)

第七条の六 法第五十五条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 資本金の額

四 (略)

(会社分割又は事業の譲渡)

第七条の八 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、会社分割により承継

電磁的記録について準用する。

(解散の決議に係る認可申請)

第七条 金融先物取引所は、法第四十九条第一項の規定による解散に関する総会の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 総会の議事録(商法の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。次条において同じ。)

三 直前事業年度末の資産及び負債並びに直前事業年度の損益の内容を明らかにした書類

(定款変更等の認可申請)

第七条の二 金融先物取引所は、法第五十一条の二第一項の規定による定款、業務規程又は受託契約準則の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 定款を変更する場合には、これに関する総会の議事録

2 (略)

(訳文の添付)

第七条の四 法第三章又は金融先物取引法施行令(以下「令」という。)の規定により、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長(次条において「内閣総理大臣等」という。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

(認可申請書のその他の記載事項)

第七条の六 法第五十五条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 資本の額

四 (略)

(分割又は営業の譲渡)

第七条の八 令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継され

される業務自体で海外金融先物市場を開設する業務を行うことができる」と認められる場合とする。

2・3 (略)

第十二条 法第五十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜四 (略)

五 主要株主（法人の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。）の商号若しくは名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及びその保有する議決権の数を記載した書面

六 法第五十九条第一項第九号に規定する役員（役員が法人であるときは、当該役員員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員員の登記事項証明書）並びにその者が同号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七〜九 (略)

2 (略)

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）
第十四条 法第五十九条第二項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

四 (略)

（削る）

る業務自体で海外金融先物市場を開設する業務を行うことができる」と認められる場合とする。

2・3 (略)

第十二条 法第五十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一〜四 (略)

五 主要株主（法人の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、商法第二百一十一条第二項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。）の商号若しくは名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及びその保有する議決権の数を記載した書面

六 法第五十九条第一項第九号に規定する役員（以下この号において「役員」という。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該役員が同号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七〜九 (略)

2 (略)

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）
第十四条 法第五十九条第二項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百一十条第一項又は第二百一十一条第一項（第一号を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

四 (略)

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係る

五・六 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第二十八条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融先物取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 理事、取締役、会計参与、監事、監査役、執行役又はこれらに準ずる者(外国法人にあっては国内における代表者を含む。)の氏名又は名称及び役職名

ヘ 七 (略)

二 金融先物取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における業務の概要

ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 三 (略)

(4) 資本金の額及び発行済株式の総数又は出資の総額(相互会社にあつては基金の総額、外国法人にあつては資本金の額及び資本に対応する資産のうち国内に持ち込むものの額)

(5) 九 (略)

三 金融先物取引業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

ロ (略)

ハ イに掲げる書類について会社法第三百二十八条の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ニ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(届出事項)

第二十九条の二 法第八十三条第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 純財産額が資本金の額又は出資の総額(相互会社にあつては基金の総額)に満たなくなつた場合

四・五 (略)

六・七 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第二十八条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融先物取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 理事、取締役、執行役、監事、監査役又はこれらに準ずる者(外国法人にあつては国内における代表者を含む。)の氏名及び役職名

ヘ 七 (略)

二 金融先物取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 三 (略)

(4) 資本金の額及び発行済株式の総数又は出資の総額(相互会社にあつては基金の総額、外国法人にあつては資本の額及び資本に対応する資産のうち国内に持ち込むものの額)

(5) 九 (略)

三 金融先物取引業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ (略)

ハ イに掲げる書類について商法特例法第二条の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ニ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(届出事項)

第二十九条の二 法第八十三条第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 純財産額が資本の額又は出資の総額(相互会社にあつては基金の総額)に満たなくなつた場合

四・五 (略)

六 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合

七〇十二 (略)

2・3 (略)

(廃業等の公告等)

第二十九条の四 法第八十四条第三項の規定による公告は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一〇三 (略)

四 電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)

2〇4 (略)

(事業報告書の提出期限の承認の手続き等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国法人である金融先物取引業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、事業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度(その日が事業年度開始後六月以内(直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあつては、その直前事業年度)から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度にかかる事業報告書について、承認をするものとする。

4・5 (略)

(金融先物債務引受業の免許申請)

第三十一条の二 法第一百六条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主(総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式)についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。)の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人(金融先物清算機関の総株主の議決権(前号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)及び子法人(金融先物清算機関が総株主、

六 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知った場合

七〇十二 (略)

2・3 (略)

(廃業等の公告等)

第二十九条の四 法第八十四条第三項の規定による公告は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一〇三 (略)

(新設)

2〇4 (略)

(事業報告書の提出期限の承認の手続き等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国法人である金融先物取引業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、事業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度(その日が営業年度開始後六月以内(直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあつては、その直前事業年度)から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度にかかる事業報告書について、承認をするものとする。

4・5 (略)

(金融先物債務引受業の免許申請)

第三十一条の二 法第一百六条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主(総株主の議決権(商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。)の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人(金融先物清算機関の総株主の議決権(前号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)及び子法人(金融先物清算機関が総株主、

総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しない者であることを誓約する書面

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の住民票の抄本又ははこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）並びにその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しない者であることを誓約する書面

五 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

六 金融先物債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

七 金融先物清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

八 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

九 その他法第一百七十七条第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

（定款又は業務方法書の変更認可申請）

第三十一条の八（略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更の認可申請書にあつては、第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一・二（略）

三 株主総会（法第三十五条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先物取引所にあつては、総会）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四（略）

（資本金の額等の変更の届出）

第三十一条の十 金融先物清算機関は、法第二百二十七条の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

一 変更の内容

二 変更年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条第二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この号において同じ。）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該取締役及び監査役による自らが法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しない者であることを誓約する書面

（新設）

四 取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

五 金融先物債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

六 金融先物清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

七 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

八 その他法第一百七十七条第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

（定款又は業務方法書の変更認可申請）

第三十一条の八（略）

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更の認可申請書にあつては、第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一・二（略）

三 株主総会（法第三十五条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先物取引所にあつては、総会）の議事録

四（略）

（資本の額等の変更の届出）

第三十一条の十 金融先物清算機関は、法第二百二十七条の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

一 変更の内容

二 変更年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 法第百十六條第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類
- 二 法第百十六條第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類
 - イ 法第百十六條第二項第三号に掲げる書類
 - ロ 第三十一條の二第三号及び第五号に掲げる書類
- 三 法第百十六條第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類
 - イ 法第百十六條第二項第三号に掲げる書類
 - ロ 第三十一條の二第四号に掲げる書類

(事業報告書)

第三十一條の十二 法第百三十條の規定により提出する事業報告書は、会社法第百三十五條第二項に規定する計算書類及び事業報告とし、金融先物清算機関は、毎事業年度終了後三月以内に、当該書類を金融庁長官に提出するものとする。

2 金融先物清算機関は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 会社法第百四十三條第二項の附属明細書
- 二 五 (略)
- 三 (略)

(金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請)

第三十一條の十三 金融先物清算機関は、法第百三十四條の規定による金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 株主総会(法第百三十五條第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先物取引所にあつては、総会)の議事録(会社法第百三十九條第一項の規定により株主総会の決議事項があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

三 五 (略)

- 一 法第百十六條第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類
 - 二 法第百十六條第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類
 - イ 法第百十六條第二項第三号に掲げる書類
 - ロ 第三十一條の二第三号及び第四号に掲げる書類
- (新設)

(事業報告書)

第三十一條の十二 法第百三十條に規定する事業報告書は、商法第二百八十一條第一項又は商法特例法第二十一條の二十六第一項に規定する次に掲げる書類とし、金融先物清算機関は、毎事業年度終了後三月以内に、当該書類を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 貸借対照表
 - 二 損益計算書
 - 三 営業報告書
 - 四 利益の処分又は損失の処理に関する議案
- 2 金融先物清算機関は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 商法第二百八十一條第一項又は商法特例法第二十一條の二十六第一項の附属明細書
- 二 五 (略)
- 三 (略)

(金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請)

第三十一條の十三 金融先物清算機関は、法第百三十四條の規定による金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 株主総会(法第百三十五條第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先物取引所にあつては、総会)の議事録

三 五 (略)

別表第三(第十五条関係)

届出事項 商号又は名称の 変更	記載事項 (略)	添付書類
<p>資本金の額等（資本の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金の総額。）をいう。以下同じ。）の変更</p>	<p>一、変更前の資本金の額等 二、変更後の資本の額等 三、五、(略)</p>	<p>一、(略) 二、株主総会等（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この表において同じ。）の議事録の写し（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面）</p>
<p>法第五十七条第一項第三号に規定する役員の変更</p>	<p>一、変更があつた役員の名又は名称 二、就任又は退任年</p>	<p>一、(略) 二、履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記す）</p>

別表第三(第十五条関係)

届出事項 商号又は名称の 変更	記載事項 (略)	添付書類
<p>資本金の額等（資本の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金の総額。）をいう。以下同じ。）の変更</p>	<p>一、変更前の資本の額等 二、変更後の資本の額等 三、五、(略)</p>	<p>一、(略) 二、株主総会等（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この表において同じ。）の議事録の写し 三、資本の額等の変更による純財産額及び自己資本規制比率の変動を記載した書面</p>
<p>法第五十七条第一項第三号に規定する役員の変更</p>	<p>一、変更があつた役員の名 二、就任又は退任年</p>	<p>一、(略) 二、履歴書（新任の場合のみ。） 三、住民票の抄本又はこれに代わる</p>

更	月日	<p>載した書面）（新任の場合のみ。）</p> <p>三、住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）（新任の場合のみ。）</p> <p>四、（略）</p>	<p>加入する金融先物取引業協会又は金融先物取引所の変更（未加入者が加入する場合も含む。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
（略）	（略）	<p>取締役会等の議事録の写しその他必要な手続があったことを証する書面</p>	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第六（第二十九条の二関係）

届出事項	記載事項	添付書類	<p>他の法人と合併したとき</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一、合併契約の内容を記載した書面</p> <p>二、株主総会等（株主総会その他これに準ずるものをいう。以下この表において同じ。）の議事録の写しその他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>三、〃六、（略）</p>
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

更	月日	<p>書面（新任の場合のみ。）</p> <p>四、（略）</p>	<p>加入する金融先物取引業協会又は金融先物取引所の変更（未加入者が加入する場合も含む。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
（略）	（略）	<p>取締役会等の議事録の写し</p>	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第六（第二十九条の二関係）

届出事項	記載事項	添付書類	<p>他の法人と合併したとき</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一、合併の契約書の写し</p> <p>二、株主総会等（株主総会その他これに準ずるものをいう。以下この表において同じ。）の議事録の写し</p> <p>三、〃六、（略）</p>
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

法第五十九条第	<p>(略)</p> <p>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>分割により事業の全部又は一部を承継したとき</p>
<p>(略)</p>	<p>一、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日</p> <p>二、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った理由</p>	<p>(略)</p>	<p>一、事業の譲り受けの契約書の写し</p> <p>二、株主総会等の議事録の写し</p> <p>三、五、(略)</p>	<p>(略)</p>
一、法人の登記事項証明書	<p>破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てに係る書面の写し</p>	<p>(略)</p>	<p>一、事業の譲り受けの契約書の写し</p> <p>二、株主総会等の議事録の写し</p> <p>三、五、(略)</p>	<p>一、吸収分割契約の内容を記載した書面</p> <p>二、株主総会等の議事録の写し</p> <p>三、五、(略)</p>

法第五十九条第	<p>(略)</p> <p>破産手続開始、再生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>分割により事業の全部又は一部を承継したとき</p>
<p>(略)</p>	<p>一、破産手続開始、再生手続開始又は整理開始の申立てを行った年月日</p> <p>二、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った理由</p>	<p>(略)</p>	<p>一、事業の譲り受けの契約書の写し</p> <p>二、株主総会等の議事録の写し</p> <p>三、五、(略)</p>	<p>(略)</p>
一、法人の登記事項証明書	<p>破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てに係る書面の写し</p>	<p>(略)</p>	<p>一、事業の譲り受けの契約書の写し</p> <p>二、株主総会等の議事録の写し</p> <p>三、五、(略)</p>	<p>一、分割契約書の写し</p> <p>二、株主総会等の議事録の写し</p> <p>三、五、(略)</p>

<p>一項第一号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第五十九条第一項第二号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>一、株主総会等の議事録の写し(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)</p>	<p>(略)</p>	<p>一、純財産額が政令で定める金額に満たなくなった年月日</p> <p>二、資本金の額等が政令で定める金額に満たなくなった理由</p>	<p>一、(略)</p> <p>二、株主総会等の議事録の写し(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)</p>
<p>法第五十九条第一項第三号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>一、純財産額が政令で定める金額に満たなくなった年月日</p> <p>二、純財産額が政令で定める資本金の額等に満たなくなった理由</p>	<p>純財産額が政令で定める資本金の額等に満たなくなった日の純財産額を算出した書面</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>役員、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第十九条第五号ホ、ヘ、チ又</p>	<p>一、該当者氏名又は名称</p> <p>二、三、(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>一項第一号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第五十九条第一項第二号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>一、(略)</p> <p>二、株主総会等の議事録の写し</p>	<p>(略)</p>	<p>一、資本の額等が政令で定める金額に満たなくなった年月日</p> <p>二、資本の額等が政令で定める金額に満たなくなった理由</p>	<p>(略)</p>
<p>法第五十九条第一項第三号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>一、純財産額が政令で定める金額に満たなくなった年月日</p> <p>二、純財産額が政令で定める資本の額等に満たなくなった理由</p>	<p>純財産額が政令で定める資本の額等に満たなくなった日の純財産額を算出した書面</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>役員、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第十九条第五号ホ、ヘ、チ又</p>	<p>一、該当者氏名</p> <p>二、三、(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>はりに該当することとなった場合</p>	<p>役員、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第十九条第五号トの規定に該当することとなった場合</p>	<p>役員、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第十九条第五号トの規定に該当することとなった場合</p>	<p>(略)</p> <p>純財産額が資本金の額に満たなくなった場合</p>
	<p>一、該当者氏名又は名称 二、三、(略)</p>	<p>一、該当者氏名又は名称 二、(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一、純財産額が資本金の額等に満たなくなった年月日 二、純財産額が資本金の額等に満たなくなった理由</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>はりに該当することとなった場合</p>	<p>役員、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第十九条第五号トの規定に該当することとなった場合</p>	<p>役員、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第十九条第五号トの規定に該当することとなった場合</p>	<p>(略)</p> <p>純財産額が資本金の額に満たなくなった場合</p>
	<p>一、該当者氏名 二、三、(略)</p>	<p>一、該当者氏名 二、(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一、純財産額が資本金の額等に満たなくなった年月日 二、純財産額が資本金の額等に満たなくなった理由</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>(略)</p> <p>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>一、(略) 二、事故等を惹起した役員(役員)の氏名又は名称及び役員名を含む。以下この項及び次項において同じ。)に事故等があったことを知った場合(事故等が第二十九条の二第一項第九号イからニまでに掲げる行為で過失</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日 二、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の商号又は名称 三、(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一、株主総会等の議事録の写しその他必要な手続があったことを証する書面 二、(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>(略)</p> <p>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知った場合</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>一、(略) 二、事故等を惹起した役員(役員)の氏名及び役員名 三、四、(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた年月日 二、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った者の商号又は名称 三、(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>一、(略) 二、事故等を惹起した役員(役員)の氏名及び役員名 三、四、(略)</p> <p>九号イからニまでに掲げる行為で過失による場合を除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、株主総会等の議事録の写し 二、(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	による場合を除く。）		
(略)	役職員の事故等の詳細が判明した場合（事故等が第二十九条の二第一項第九号イからニまでに掲げる行為で過失による場合を除く。）	(略)	(略)
(略)	一、(略) 二、事故等を惹起した役員等の氏名又は名称及び役職名 三、(略)	(略)	(略)

別表第七（第二十九条の三関係）

	届出事項 金融先物取引業を廃止したとき	記載事項 (略)	添付書類 一、株主総会その他これに類する機関又は取締役会これに類する機関の議事録の写し（会社法第三百十九条第一項又は第三百六十条の規定により決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面） 二、(略)
(略)	合併により消滅したとき	一、(略) 二、合併の効力発生日 三、(略)	一、合併契約の内容を記載した書面 二、株主総会等の議事録の写しその他必要な手続があつたことを証する書面 三、(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

	役職員の事故等の詳細が判明した場合（事故等が第二十九条の二第一項第九号イからニまでに掲げる行為で過失による場合を除く。）		
(略)	一、(略) 二、事故等を惹起した役員等の氏名及び役職名 三、(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第七（第二十九条の三関係）

	届出事項 金融先物取引業を廃止したとき	記載事項 (略)	添付書類 一、株主総会その他これに類する機関又は取締役会これに類する機関の議事録の写し 二、(略)
(略)	合併により消滅したとき	一、(略) 二、合併年月日 三、(略)	一、合併の契約書の写し 二、株主総会の議事録の写し 三、(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

合併及び破産手続開始以外の理由により解散したとき	(略)	一、株主総会の議事録の写し(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面) 二、(略)
会社分割により事業の全部又は一部を承継させたとき	一、(略) 二、会社分割の効力 発生日 三、(略)	一、新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 二、株主総会等の議事録の写しその他必要な手続があつたことを証する書面 三、(略)
事業の全部又は一部を譲渡したとき	一、譲渡先の商号又は名称 二、事業譲渡の効力 発生日 三、譲渡の理由	一、譲渡契約の内容を記載した書面 二、株主総会等の議事録の写しその他必要な手続があつたことを証する書面 三、(略)

合併及び破産手続開始以外の理由により解散したとき	(略)	一、株主総会の議事録の写し 二、(略)
分割により事業の全部又は一部を承継させたとき	一、(略) 二、分割の年月日 三、(略)	一、分割計画書又は分割契約書の写し 二、株主総会の議事録の写し 三、顧客に対する債権債務の承継先への引継ぎ方法を記載した書面
事業の全部又は一部を譲渡したとき	一、譲渡先の商号又は名称 二、譲渡年月日 三、譲渡の理由	一、譲渡契約書の写し 二、株主総会の議事録の写し 三、(略)

改 正 案	
別紙様式第2号（第8条関係） (略) (第2面)	
(略)	(略)
2. <u>資本金の額又は出資の総額</u>	別添1のとおり
3. <u>役員の氏名又は名称</u>	別添2のとおり
(略)	(略)
(略)	
(別添1：資本金の額又は出資の総額) 商号又は名称 (第3面)	
資本金額又は出資の総額	年 月 日
千円	年 月 日現在
(注意事項)	
資本金の額又は出資の総額を変更した場合には、第15条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。	
(別添2：役員の氏名又は名称) 商号又は名称 (第4面)	
(年 月 日現在)	
(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名
(注意事項)	
役員に変更があった場合には、第15条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名又は名称及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。	
(略)	

現 行	
別紙様式第2号（第8条関係） (略) (第2面)	
(略)	(略)
2. <u>資本の額又は出資の総額</u>	別添1のとおり
3. <u>役員の氏名</u>	別添2のとおり
(略)	(略)
(略)	
(別添1：資本の額又は出資の総額) 商号又は名称 (第3面)	
資本金額又は出資の総額	年 月 日
千円	年 月 日現在
(注意事項)	
資本の額又は出資の総額を変更した場合には、第15条による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。	
(別添2：役員の氏名) 商号又は名称 (第4面)	
(年 月 日現在)	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
(注意事項)	
役員に変更があった場合には、第15条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。	
(略)	

別紙様式第5号（第27条第1項関係）

（略）

（第2面）

I 業務の状況

(1)～(5) （略）

(6) 役員及び使用人の状況

① （略）

② 役員の状況

役職名	氏名又は名称	兼職の状況

(7)・(8) （略）

（記載上の注意）

1. ～3. （略）

4. 「(5) 株主総会等決議事項の要旨」は、当期に係る定時及び臨時株主総会（これらに準ずるものを含む。）の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。また、会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合についても、当該みなし決議の事項の要旨を簡潔に記載すること。

5. （略）

6. 「(6) 役員及び使用人の状況」の「② 役員の状況」は、当期末現在における役員（法57条第1項第3号に規定する役員）について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、監事、会計参与及び監査役にあつては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

7.・8. （略）

(9)～(18) （略）

（第19面）

II 経理の状況

(1) 貸借対照表

年 月 日現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
<u>1 流動資産</u>			<u>1 流動負債</u>		
現金預け金			預り金		

別紙様式第5号（第27条第1項関係）

（略）

（第2面）

I 業務の状況

(1)～(5) （略）

(6) 役員及び使用人の状況

① （略）

② 役員の状況

役職名	氏名	兼職の状況

(7)・(8) （略）

（記載上の注意）

1. ～3. （略）

4. 「(5) 株主総会等決議事項の要旨」は、当期に係る定時及び臨時株主総会（これらに準ずるものを含む。）の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

5. （略）

6. 「(6) 役員及び使用人の状況」の「② 役員の状況」は、当期末現在における役員（法57条第1項第3号に規定する役員）について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、監事及び監査役にあつては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

7.・8. （略）

(9)～(18) （略）

（第19面）

II 経理の状況

(1) 貸借対照表

年 月 日現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
	千円	千円		千円	千円
<u>1 流動資産</u>			<u>1 流動負債</u>		
現金預け金			預り金		

現金			支払手形		
預け金			借入有価証券		
受取手形			短期借入金		
所有有価証券			前受金		
短期貸付金			未払金		
前払金			その他の流動負債		
未収金					
その他の流動資産					
2 固定資産			2 固定負債		
建物・構築物			社債		
機械器具及び備品			長期借入金		
車両その他運搬具			退職給与引当金		
土地			その他の固定負債		
その他有形固定資産					
無形固定資産					
3 投資その他の資産			3 特別法に基づく引当金		
投資有価証券			金融先物取引責任準備金		
出資金（取引所分除く）					
長期貸付金					
その他					
繰延資産					

(第20面)

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期

現金			支払手形		
預け金			借入有価証券		
受取手形			短期借入金		
所有有価証券			前受金		
短期貸付金			未払金		
前払金			その他の流動負債		
未収金					
その他の流動資産					
2 固定資産			2 固定負債		
建物・構築物			社債		
機械器具及び備品			長期借入金		
車両その他運搬具			退職給与引当金		
土地			その他の固定負債		
その他有形固定資産					
無形固定資産					
3 投資等			3 特別法に基づく引当金		
投資有価証券			金融先物取引責任準備金		
出資金（取引所分除く）					
長期貸付金					
その他の投資					
繰延資産					

(第20面)

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期

	千円	千円		千円	千円
4 株式会社金融先物取引所に係る資産			4 株式会社金融先物取引所に係る負債		
取引所への出資金			自己差金勘定		
会員信認金			委託者等差金勘定		
同 充当有価証券			株式会社金融先物取引所に係るその他負債		
清算預託金					
同 充当有価証券等					
自己清算参加者証拠金					
同 充当有価証券等					
受託業務清算会員証拠金					
同 充当有価証券等					
自己差金勘定					
委託者等差金勘定					
株式会社金融先物取引所に係るその他資産					
5 会員に係る資産			5 会員に係る負債		
自己一般会員証拠金			受託業務預り顧客証拠金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
自己委託保証金			受託業務預り委託保証金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
受託業務一般会員証拠金			自己差金勘定		
同 充当有価証券等			受託者等差金勘定		
受託業務委託保証金			会員に係るその他負債		
同 充当有価証券等					
自己差金勘定					
委託者等差金勘定					
会員に係るその他資産					

	千円	千円		千円	千円
4 株式会社金融先物取引所に係る資産			4 株式会社金融先物取引所に係る負債		
取引所への出資金			自己差金勘定		
会員信認金			委託者等差金勘定		
同 充当有価証券			株式会社金融先物取引所に係るその他負債		
精算預託金					
同 充当有価証券等					
自己清算参加者証拠金					
同 充当有価証券等					
受託業務清算会員証拠金					
同 充当有価証券等					
自己差金勘定					
委託者等差金勘定					
株式会社金融先物取引所に係るその他資産					
5 会員に係る資産			5 会員に係る負債		
自己一般会員証拠金			受託業務預り顧客証拠金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
自己委託保証金			受託業務預り委託保証金		
同 充当有価証券等			同 充当有価証券等		
受託業務一般会員証拠金			自己差金勘定		
同 充当有価証券等			受託者等差金勘定		
受託業務委託保証金			会員に係るその他負債		
同 充当有価証券等					
自己差金勘定					
委託者等差金勘定					
会員に係るその他資産					

託額				
同当期末繰入額				
協会に係るその他資産			純資産の部	
		株主資本		
		資本金		
		新株式申込証拠金		
		資本剰余金		
		利益剰余金		
		利益準備金		
		その他利益剰余金		
		〇〇積立金		
		繰延利益剰余金		
		自己株式	△	△
		自己株式申込証拠金		
		評価・換算差額等		
		その他有価証券評価差額金		
		繰延ヘッジ損益		
		土地再評価差額金		
		新株予約権		
		純資産合計		
資産合計		負債・純資産合計		

(記載上の注意)

1. 当該事業年度に係る有価証券報告書又は業務報告書等これに準ずる書面の提出をもって、本表の作成に代えることができる。
2. 海外における営業所等が行った海外の委託者等からの海外市場での受託取引に係る資産及び負債は計上しないこと。
3. 取引差金、証拠金等については、それらの授受又は受払の時期（記帳時）を基準として計上すること。
4. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載して差し支えない。
5. 上記1. については、第22面及び第23面において準用する。また、上記4. については、第22面において準用する。

			当期末処分利益 又は当期末処理損失 (うち当期利益又は 損失)	
			資 本 合 計	
資 産 合 計			負債及び資本合計	

(記載上の注意)

1. 当該事業年度に係る有価証券報告書又は業務報告書等これに準ずる書面の提出をもって、本表の作成に代えることができる。
2. 海外における営業所等が行った海外の委託者等からの海外市場での受託取引に係る資産及び負債は計上しないこと。
3. 取引差金、証拠金等については、それらの授受又は受払の時期（記帳時）を基準として計上すること。
4. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載して差し支えない。
5. 上記1. については、第22面及び第23面において準用する。また、上記4. については、第22面において準用する。

(2) 損益計算書

〔自 年 月 日〕
〔至 年 月 日〕

収 益			費 用		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
1 経常収益	千円	千円	1 経常費用	千円	千円
預 け 金 利 息			借 入 金 利 息		
貸 付 金 利 息			そ の 他 支 払 利 息		
有価証券利息配当金			営 業 経 費		
そ の 他 受 入 利 息			(人 件 費)	()	()
受 入 手 数 料			(物 件 費)	()	()
(清算受託手数料)	()	()	(そ の 他)	()	()
(受託手数料)	()	()	支 払 手 数 料		
そ の 他 経 常 収 益			(清算委託手数料)	()	()
(有価証券売却益)	()	()	(委 託 手 数 料)	()	()
(その他経常収益)	()	()	そ の 他 経 常 費 用		
金融先物自己取引収益			(金先取引債権償却額)	()	()
			(有価証券売却損)	()	()
			(その他経常費用)	()	()
			金 融 先 物 自 己 取 引 損 失		
経 常 収 益 計			経 常 費 用 計		
			経 常 損 益		
2 特別利益			2 特別損失		
動産不動産処分益			動産不動産処分損		
債権償却取立益			金先責任準備金繰入額		
金先責任準備金取崩額					
特 別 収 益 計			特 別 損 失 計		
(記載上の注意)			特 別 損 益		
1. 海外における営業所等が行った海外の委託者等からの海外市場での受託取引に係る収益及び費用は計上しないこと。			税 引 前 当 期 利 益		
2. 決済損益等については、それらの授受又は受払			(税引前当期損失)		
			法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		
			法 人 税 等 調 整 額		

(2) 損益計算書

〔自 年 月 日〕
〔至 年 月 日〕

収 益			費 用		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
1 経常収益	千円	千円	1 経常費用	千円	千円
預 け 金 利 息			借 入 金 利 息		
貸 付 金 利 息			そ の 他 支 払 利 息		
有価証券利息配当金			営 業 経 費		
そ の 他 受 入 利 息			(人 件 費)	()	()
受 入 手 数 料			(物 件 費)	()	()
(清算受託手数料)	()	()	(そ の 他)	()	()
(受託手数料)	()	()	支 払 手 数 料		
そ の 他 経 常 収 益			(清算委託手数料)	()	()
(有価証券売却益)	()	()	(委 託 手 数 料)	()	()
(その他経常収益)	()	()	そ の 他 経 常 費 用		
金融先物自己取引収益			(金先取引債権償却額)	()	()
			(有価証券売却損)	()	()
			(その他経常費用)	()	()
			金 融 先 物 自 己 取 引 損 失		
経 常 収 益 計			経 常 費 用 計		
			経 常 損 益		
2 特別利益			2 特別損失		
動産不動産処分益			動産不動産処分損		
債権償却取立益			金先責任準備金繰入額		
金先責任準備金取崩額					
特 別 収 益 計			特 別 損 失 計		
(記載上の注意)			特 別 損 益		
1. 海外における営業所等が行った海外の委託者等からの海外市場での受託取引に係る収益及び費用は計上しないこと。			税 引 前 当 期 利 益		
			(税引前当期損失)		
			法 人 税 等 引 当 金		
			当 期 利 益		
			(当 期 損 失)		

の時期（記帳時）を基準として計上すること。

3. 外貨建の収益及び費用については、各金融先物取引業者が通常行っている経理処理の方法により円換算したものを計上すること。

当期利益 (当期損失)		
(削る)	(削る)	(削る)

(第 23 面)

(削る)

(削る)

(3) 株主資本等変動計算書

株主資本		
資本金	前期末残高	XXX
	当期変動額 新株の発行	XXX
	当期末残高	XXX
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	XXX
	当期変動額 新株の発行	XXX
	当期末残高	XXX
その他資本剰余金	前期末残高及び	
	当期末残高	XXX
資本剰余金合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	XXX
	当期変動額 剰余金の配当に伴う積立て	XXX

(新設)

2. 決済損益等については、それらの授受又は受払

の時期（記帳時）を基準として計上すること。

3. 外貨建の収益及び費用については、各金融先物取引業者が通常行っている経理処理の方法により円換算したものを計上すること。

前期繰越利益 (前期繰越損失)		
〇〇積立金取崩額		
中間配当額		
利益準備金積立額		
当期末処分利益 (当期末処理損失)		

(第 23 面)

(3) 第 期 利 益 処 分 計 算 書
(略)

(4) 第 期 損 失 処 理 計 算 書
(略)

	当期末残高	XXX
その他利益剰余金		
〇〇積立金	前期末残高及び	
	当期末残高	XXX
繰越利益剰余金	前期末残高	XXX
	当期変動額	剰余金の配当 △XXX
		当期純利益 XXX
	当期末残高	XXX
利益剰余金合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
自己株式	前期末残高	△XXX
	当期変動額	自己株式の処分 XXX
	当期末残高	△XXX
株主資本合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
評価・換算差額等		
その他有価証券評価	前期末残高	XXX
差額金	当期変動額 (純額)	XXX
	当期末残高	XXX
繰延ヘッジ損益	前期末残高	XXX
	当期変動額 (純額)	XXX
	当期末残高	XXX
評価・換算差額等合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
新株予約権	前期末残高	XXX
	当期変動額 (純額)	XXX
	当期末残高	XXX
純資産合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX

(記載上の注意)

1. 各項目について期中における変動がない場合には、「前期末残高及び当期末残高」のみを表示することができる。
2. その他利益剰余金及び評価・換算差額等については、それらの内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金及び評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
3. 各合計額の記載は省略することができる。
4. 株主資本の各項目について表中の変動事由以外の変動事由に基づく当期変動額があるときは、当該変動事由及び当期変動額についても記載すること。また、株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。これらの場合、株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。